

## 高校生に多い消費生活相談事例(令和5年度京都府)

### 高校生の消費生活相談件数 1位はインターネットゲーム

令和5年度 京都府における消費生活相談件数(商品・役務別で主なもの)

1位		2位		3位		4位			
インターネットゲーム (ゲームと、電子コミック購入を行った1件を含む)	17件	化粧品 (除毛クリーム、歯磨き粉、化粧水、美容液 など)	8件	健康食品 (サプリメント(ダイエットなど)、ダイエット食品 など)	8件	紳士・婦人洋服	6件	娯楽等情報配信サービス (音楽配信サービス、アダルトサイト)	5件

令和5年度に京都府内の消費生活相談窓口寄せられた、契約当事者が高校生の相談事例  
 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) 令和6年7月検索

### 1位 インターネット(オンライン)ゲームの相談事例

#### 【事例1】ゲーム課金(※1)、電子コミック

※1 キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い

子どもが、自分のスマホでオンラインゲームと電子コミックに 178万円の課金をしていた。音楽をダウンロードするというので、お小遣いの範囲ならとスマホに親のクレジットカードを登録していた。

#### 【事例2】ゲーム課金

100万円のクレジットカードの請求が届いた。子どもがオンラインゲームで課金をしていたようだ。明細ではクレジットカード決済とキャリア決済がある。何から手をつけたらいいのかわからない。

#### 【事例3】アカウントの購入(リアルマネートレード)(※2)

※2 オンラインゲームのアカウントやキャラクター、アイテムなどを現実の通貨で売り買いする行為

子どもが、他人のゲームアカウントを1万円でフリマサイトで購入し、コンビニから支払ったらしい。その後で、同じアカウントを他のショップで4万円で購入したというゲーマーが判明し、販売店に電話をするが、電話に出ない。そのゲーマーは、3万5千円支払うことでアカウントを譲ると言っている。

### 2位 化粧品・健康食品の相談事例

#### 【事例4】定期購入(ダイエットサプリ)

SNSの広告から、ダイエットサプリを 500円で注文した。商品に同梱の紙を見て、定期購入になっていると分かった。解約しようと電話をかけたが、混みあっていて繋がらない。どうすれば良いか。

#### 【事例5】定期購入(美容クリーム)

子どもが、ネットアンケートに回答すると送料だけで美容クリームがもらえると思って注文したようだが、商品が届いてから、3回の定期購入になっていて総額 20,462円かかることが分かった。

#### 【事例6】定期購入(除毛剤)

SNSのリアル動画からネットで除毛クリームを 2,980円で注文。2回目が届き、定期購入だと知った。消費者ホットラインに相談して、最終画面に小さく定期コースと記載されていることに気が付いた。

### 3位 紳士・婦人洋服の相談事例

#### 【事例7】偽サイト(ブランド衣料品)

SNSで広告を見たショップに注文し、代引きでブランド衣料品を 20,075円で購入したが、届いた商品は見るからに偽物だった。

## 4位 娯楽等情報配信サービスの相談事例

### 【事例8】サブスクリプション(動画(音楽)配信サービス)

子どもが1か月の無料期間がある動画や音楽を配信するサービスに申し込みをしたようだが、利用することなくそのままになって失念していた。親のキャリア決済が上限10万円を超えたため明細を確認すると、過去1年以上毎月2,728円の料金が引き落とされていることが分かった。

### 【事例9】ワンクリック詐欺(アダルトサイト)

子どもがスマホでネットを見ていたところ、アダルトサイトの広告に触ってしまい、「登録されました。メール下さい」の画面が表示され、メールをしたら「取り消したければ電話して下さい」と返信があったので、電話で個人情報を伝えてしまった。業者は「42万円を振り込んでほしい」と言っている。

## その他の相談事例

### 【事例10】商品一般(不正利用)

※この事例は、令和4年度の相談事例です

先月の通信料が1万円多くなっていたので子どもに確認すると、「不在につき荷物を持ち帰る」というメッセージが届き、メッセージに記載されているサイトからログインして名前や住所、電話番号を入力していた。通信会社に調べてもらったところ、ウイルスに感染していて、利用明細には海外通信もあった。ウイルスは取り除いてもらったが、通信料は支払うように言われている。支払わないといけないのか。

18歳から大人  
～こんなトラブルに気をつけよう！～

未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。

### 【事例1】賃貸マンション 契約当事者年齢:22歳

2年半居住した賃貸マンションを退去した。4カ月後、敷金5万円を引いた原状回復費用として19万円の請求書が届いた。クロス(壁紙)と床を全面張替した費用ということだが、納得できない。

### 【事例2】エステティックサービス 契約当事者年齢:22歳

契約期間2年間で期間中通り放題の脱毛エステを、86万円で契約した。契約時には、100回施術を受ければ1回8,000円だと説明を受けた。12回施術を受け、途中解約を申し出たところ、既に9回以上施術を受けているので返金できない、通り放題となっているのはアフターサービスだと言われた。58万円の支払いが残っている。

### 【事例3】副業 契約当事者年齢:21歳

ネットで副業を検索し、サイトから登録した。無料通話アプリで、画像共有SNSを利用してアフィリエイト広告収入を得る仕事だと説明を受けた。一人で稼ぐのは難しいということで、サポートプランを勧められ、消費者金融2社から70万円から借りて100万円を支払った。

京都府消費生活安全センター 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館2階  
電話番号 (事務専用) 075-671-0030  
(消費生活相談) 075-671-0004 【平日午前9時～午後4時】

掲載内容は、令和6年8月現在のものです